

消費者トラブル注意情報～令和8年7月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※¹をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年7月 15日調査分)

商品・サービス	相談内容の例※ ²	助言
映像配信サービス (サブスクリプションに関するトラブルなど)	動画配信サービスの契約をした。月間契約だと思っていたら途中で解約できない年間契約だった。解約して返金してもらいたい。	サブスクリプション(定額制サービス)契約をする際は、契約内容や料金などの詳細を必ず確認しましょう。ホームページの表示内容がわかりにくく、意図せず契約してしまった場合は、サービス業者にその旨を伝え、解約や返金等の申し出を行ってみましょう。困ったときは、最寄りの消費生活センター等に相談してください。 (参考)国民生活センターホームページ
不動産貸借 (家賃の値上げに関するトラブルなど)	賃貸マンションに住んでいるが、この度、家賃値上げの案内があった。応じなければならないか。	貸主から家賃の値上げを求められた場合は、その理由や金額の根拠について具体的な説明を求めましょう。値上げの理由に納得できない場合は、貸主に話し合いを求めることができます。 (参考)国民生活センターホームページ
商品一般 (不審な電話に関するトラブルなど)	宅配業者を名乗る人から電話があった。住所、氏名、生年月日を伝えたところ切電された。今後どうしたらいいか。	宅配業者を装った自動音声などによる不審な電話がかかってくる事例が発生しています。一度伝えてしまった個人情報を取り戻すことができないため、今後は不審な電話やメール、突然の訪問などに十分注意してください。 知らない番号からの電話には安易に出ないことを徹底するとともに、もし不審に感じた場合は相手をせず、事業者の公式サイトなどに掲載されている窓口へ直接確認するか、警察(＃9110)や最寄りの消費生活センター等へ相談してください。

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について
商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1)、(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト

[「よくある相談事例」](#) ⇒



○消費生活課公式 X ⇒



○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#) ⇒

広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～



○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

■消費者啓発講師を派遣します！

広島県では、消費者被害防止に向けた消費者教育を推進しており、県内で実施される消費者啓発講座等に広島県消費者啓発講座講師(消費生活アドバイザーや消費生活相談員など)を派遣します。ぜひご利用ください！

対象：県内の行政・学校(大学を含む)・各種団体等が実施する消費者啓発講座等(原則10名以上)

受講料：無料(講師派遣に係る謝金・旅費は県が負担します)

詳しくはこちら⇒ [広島県消費生活課HP](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課